

旭川医科大学臨床シミュレーションセンター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学臨床シミュレーションセンター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学臨床シミュレーションセンター運営委員会規程（平成21年旭医大達第54号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

| 改正後                                                                         | 現行                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| (略)                                                                         | (略)                                                        |
| (構成)                                                                        | (構成)                                                       |
| 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。                                                   | 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。                                  |
| (1) センター長                                                                   | (1) センター長                                                  |
| (2) 教育センターの教授 2人                                                            | (2) 教育センター副センター長                                           |
| (3) 救命救急センター長                                                               | (3) 救命救急センター長                                              |
| (4) 臨床医学講座の教授 1人                                                            | (4) 臨床医学講座の教授 1人                                           |
| (5) 看護学科の教授 1人                                                              | (5) 看護学科の教授 1人                                             |
| (6) 副看護部長 1人                                                                | (6) 副看護部長 1人                                               |
| (7) その他センター長が必要と認めた者                                                        | (7) その他センター長が必要と認めた者                                       |
| 2 前項第2号及び第4号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。                                            | 2 前項第4号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。                                |
| (任期)                                                                        | (任期)                                                       |
| 第4条 前条第1項第2号及び第4号から第7号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 | 第4条 前条第1項第4号から第7号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 |
| 2 前項の委員は、再任されることができる。                                                       | 2 前項の委員は、再任されることができる。                                      |

(略)

附 則

この規程は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

臨床シミュレーションセンター運営委員会の構成員の変更により規程の整備を行うものである。

(略)